平成２１年（フ）第５８３号
奈良県御所市大字北窪198番地、前住所奈良県橿原市出垣内町77番地の８
債務者　上田希代美（旧姓福山）
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第６０４号
奈良県大和高田市大字根成柿380番地の１Ａ201号室
債務者　村田　勝春
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第６０５号
奈良県宇陀市榛原区萩原2540番地、前住所奈良県桜井市大字出雲643番地
債務者　西谷　慶子（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第６号
奈良県橿原市雲梯町48番地の10、前住所奈良県大和郡山市美濃庄町145番地４
債務者　福西　陽子
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第７号
奈良県香芝市上中357番地の３　ガーデンハイツ香芝101号
債務者　水　　幸子
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第９号
奈良県北葛城郡河合町高塚台２丁目34番地８
債務者　糸野　義政
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第２号
秋田県横手市大屋新町字中里21番地
債務者　中山　京子
1　決定年月日時　平成22年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月18日午前11時
秋田地方裁判所横手支部

平成２１年（フ）第７８号
島根県江津市嘉久志町イ1733番地５
債務者　井廻　芳子
1　決定年月日時　平成22年１月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月17日午後１時10分
松江地方裁判所浜田支部

平成２１年（フ）第７９号
島根県江津市嘉久志町イ1506番地３
債務者　井廻　武男
1　決定年月日時　平成22年１月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月17日午後１時10分
松江地方裁判所浜田支部

平成２１年（フ）第１０６号
島根県浜田市下府町217番地
債務者　岡本　正則
1　決定年月日時　平成22年１月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月17日午後１時10分
松江地方裁判所浜田支部

平成２２年（フ）第２３号
川崎市高津区下作延４丁目19番21号　ガーデンハイム101
債務者　土屋　京子
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月23日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第７０３号
静岡県浜松市南区倉松町1517番地の１
債務者　中田憲一郎
1　決定年月日時　平成22年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月19日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第７１０号
静岡県浜松市中区布橋２丁目９番27号　インゼルハイム布橋Ａ201号室、住民票上の住所静岡県浜松市中区鹿谷町37番10号　市営住宅Ｃ―11号　佐藤様方
債務者　山田まり子
1　決定年月日時　平成22年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月19日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第１５号
静岡県浜松市中区海老塚１丁目７番17号　オスカーマンション104号
債務者　河野　一雄
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月19日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続終結

平成２０年（フ）第１７０号
富山市小中733番地の２
破産者　シブヤ建設工業株式会社
1　決定年月日　平成22年１月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
富山地方裁判所民事部